

## 第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議(以下「市民会議」という。)が開催する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、備付の傍聴人名簿にその住所及び氏名を明記して担当者の指示を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、部会は5人、全体会は10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴者の定員を定めることができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 示威行為等によって、会議の進行を妨げないこと。
- (2) 私語その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 録音、撮影等をしないこと。
- (5) 発言を求めたり、委員等の発言に対し批評を加えたり、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱すような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 議長は、傍聴人がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従

わないときはこれを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人は、議長が傍聴を禁止したとき、又は退場を命じたときは、静粛、かつ速やかに退場しなければならない。

(担当者の指示)

第8条 傍聴人は、前各条のほか、すべて担当者の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年6月6日から施行する。

(経過措置)

2 会議における議長が置かれるまでの間は、第4条第2項、第6条、第7条第2項及び第9条の規定については、司会者がその職務を代行するものとする。

(この要領の失効)

3 この要領は、第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議設置要綱が失効した日限り、その効力を失う。